

コール田無施設使用料について

資料2-1

1 施設概要

住 所 : 西東京市田無町三丁目7番2号
開館年月日 : 平成11年7月1日
敷地面積 : 781.12 m²
延床面積 : 2,003 m²
建物構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造・(地下2階・地上4階)
利用時間 : 午前9時から午後10時まで
休館日 : 月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌平日) 年末年始(12月29日～1月3日)

2 施設内容・設備

階層	施設名	面積(m ²)	定員(人)	設備・構造・利用用途等
地下2階	多目的ホール	230	182	電動式移動座席を収納するとダンス、踊り等に使用可能。フローリング床、舞台照明施設、補聴器支援設備。 客席 165 席(電動移動式)、17 席(車椅子対応取り外し)
地下1階	音楽練習室	26	20	2重ドアの完全防音室のため、大音量の音楽にも対応可能。ドラムセットなどの機材(有料)の設備あり。
2階	イベントルームA	95	45	イベントやダンス、展示会などの会場として使用可能。フローリング床、展示パネル、演台(A、B共通)(間仕切りを外して2部屋を連続して使用可能)
	イベントルームB	74	36	
4階	会議室A	59	36	文化・交流の場及び研修・会議などの会場として使用可能。
	会議室B	44	24	

3 施設ごとの使用料

施設名		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
多目的ホール	平日	5,600 円	9,600 円	9,600 円	22,100 円
	土曜日・休日	7,000 円	12,000 円	12,000 円	28,500 円
音楽練習室		800 円	1,200 円	1,200 円	2,800 円
イベントルームA		2,900 円	3,900 円	3,900 円	9,400 円
		展示室として利用する場合 1日につき 5,600 円			
イベントルームB		2,200 円	3,000 円	3,000 円	7,200 円
		展示室として利用する場合 1日につき 4,400 円			
会議室A		1,100 円	1,600 円	1,600 円	3,700 円
会議室B		800 円	1,200 円	1,200 円	2,800 円

※市外在住者、市外の法人・団体の使用料は、上記使用料に2割を加算した額とする。

※入場料等を徴収する場合は、上記使用料に入場料に応じて一定割合を加算した額とする。

4 施設利用状況（令和7年度）

施設名	利用可能日数(日)	利用可能区分数(区分)	利用件数(件)	利用区分数(区分)	利用人数(人)	利用率(%)
多目的ホール	300	890	320	480	20,390	53.9
音楽練習室	308	924	583	635	1,848	68.7
イベントルームA	308	924	264	477	8,225	51.6
イベントルームB	308	924	256	482	7,594	52.2
会議室A	306	915	259	352	4,926	38.5
会議室B	306	916	348	421	4,286	46.0

※利用率＝利用区分数÷利用可能区分数×100

※利用率は、小数点以下2位を四捨五入

5 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

本施設にかかる適正な受益者負担割合は以下のとおり分類される。

施設名	受益者負担割合の区分		受益者負担割合
多目的ホール	⑨	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
音楽練習室	⑥	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	70%
イベントルーム 会議室	⑤	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	50%

※資料2-2「令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書」のとおりの原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料2-3「コール田無施設使用料算出表」のとおりの算出された。

6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

資料4のとおりの、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、利用区分あたりの使用料を比較した。多目的ホール・イベントルーム・会議室については、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設と比較して、同水準の料金設定となっている。音楽練習室については、面積が近い施設（三鷹市芸術文化センター等）との比較では、同水準となっている。

7 検証の結果

「5 使用料設定の考え方について」及び「6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較」のとおりの、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設ごとの受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の状況等を踏まえ検証を行った結果、コール田無の施設使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。